

「緑の基本計画の改定に関する検討部会の設置」について

1. 目的

- 令和 6 年度からは、基本計画の改定に向け基本方針の設定や今後の施策展開の検討などの議論が本格化することから、審議会における調査や審議を円滑に進めるため、審議会の下に「部会」を設置する。

2. 部会での検討内容

- 基本計画に掲げるべき事項の具体的な内容等の検討

3. 部会の設置根拠

- 大阪市みどりのまちづくり条例施行規則第 13 条に基づき部会を設置

(部会)

第 13 条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

4. 部会のスケジュール（予定）

- 令和 6 年度から令和 7 年度まで（基本計画改定後に廃止）
- 年 4 回程度を想定